

畑作物共済（大豆）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領について

平成19年5月10日

19経営第736号

農林水産省経営局長

知事宛

平成19年産の大豆から品目横断的経営安定対策が実施されたことに伴い、「畑作物共済（大豆）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領」を別添のとおり定めたので、御了知の上、貴管内農業共済組合等への周知及び指導をよろしくお願ひする。

【別添】

畑作物共済（大豆）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領

1 目的

この要領は、経営所得安定対策の実施に伴い、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）と交付農業者以外の農業者とでは大豆に係る単位当たり共済金額が異なること、また、種子用大豆は交付金の交付対象となる生産量に含まれないため、当該大豆に係る単位当たり共済金額がこれら以外の大さに係る単位当たり共済金額と異なることから、大豆の農家単位引受方式における組合員等ごとの単位当たり共済金額の算定を適正に行うことを目的として、その具体的な算定方法を定めるものである。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 農家単位引受方式 法第120条の14第1項第1号及び第2号の規定による引受方式で、共済目的が大豆のものをいう。
- ② 種子用大豆 大豆に係る共済目的の種類等のうち1類で、主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第3条における種子生産は場において生産され、種子の用に供することを目的とするものをいう。

③ 普通大豆 大豆に係る共済目的の種類等のうち1類で、種子用大豆以外の大豆をいう。

3 農家単位引受方式における単位当たり共済金額

農家単位引受方式における単位当たり共済金額は、次の算式により算出する。

$$\frac{(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2)}{q_1 + q_2}$$

q_1 は、普通大豆の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量（法第120条の14第3項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の合計

p_1 は、組合員等が対象農業者であるか否かの区別に応じて適用される普通大豆に係る単位当たり共済金額

q_2 は、種子用大豆の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計

p_2 は、種子用大豆で組合員等に適用される単位当たり共済金額

4 加入申込書

組合等（法第12条第3項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、当該組合等の組合員等で種子用大豆を耕作するものがある場合には、当該組合員等が当該組合等に畑作物共済加入申込書（畑作物共済引受要綱（昭和54年4月3日付け54農経B第933号農林水産省経済局長通知。以下「引受要綱」という。）様式例第4号）を提出する際に、種子用大豆の耕作を行う「品種名」欄に「種子用大豆」と記載の上提出させるものとする。

5 引受要綱、損害評価要綱等との関係

普通大豆及び種子用大豆の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、引受要綱、畑作物共済損害評価要綱（昭和54年4月23日付け54農経B第1018号農林水産省経済局長通知）、畑作物共済損害評価現地調査要領（昭和54年7月11日付け54農経B第1446号農林水産省経済局長通知）その他の畑作物共済（大豆）の業務に関する通知の定めるところによる。